

令和2事務年度 法人税等の調査事績の概要

令和3年11月
熊本国税局

I 調査事績の概要

1 法人税・法人消費税等の調査事績の概要

(参考計表) 令和2事務年度における法人税等の調査事績

2 源泉所得税等の調査事績の概要

II 主要な取組

1 消費税還付申告法人に対する取組

2 海外取引法人等に対する取組

3 無申告法人に対する取組

I 調査事績の概要

1 法人税・法人消費税等の調査事績の概要

(1) 法人税の調査事績の概要

令和2事務年度においては、資料情報等の分析・検討を行った結果、大口・悪質な不正計算が想定される法人など調査必要度が高い法人1,343件（前年対比51.5%）について実地調査を実施しました。

このうち、法人税の非違があった法人は985件（同51.3%）、その申告漏れ所得金額は134億17百万円（同94.1%）、追徴税額は24億36百万円（同74.0%）となっています。

（注1）令和2事務年度の調査事績は、令和2年2月1日から令和3年1月31日までの間に事業年度が終了した法人を対象に、令和2年7月から令和3年6月までの間に実施した調査に係るものを集計しています。

（注2）追徴税額には、地方法人税及び加算税を含みません。

○ 法人税の実地調査の状況

項目	事務年度等	令和元		令和2	
		件数等	前年対比	件数等	前年対比
実地調査件数	1	件 2,610	% 82.9	件 1,343	% 51.5
非違があった件数	2	件 1,919	% 86.0	件 985	% 51.3
うち不正計算があった件数	3	件 625	% 100.8	件 332	% 53.1
申告漏れ所得金額	4	百万円 14,264	% 80.1	百万円 13,417	% 94.1
うち不正所得金額	5	百万円 5,949	% 80.7	百万円 4,844	% 81.4
調査による追徴税額	6	百万円 3,292	% 77.1	百万円 2,436	% 74.0
うち加算税額	7	百万円 567	% 80.3	百万円 378	% 66.6
不正発見割合(3/1)	8	% 23.9	% 4.2	% 24.7	% 0.8
調査1件当たりの申告漏れ所得金額(4/1)	9	千円 5,465	% 96.7	千円 9,991	% 182.8
不正1件当たりの不正所得金額(5/3)	10	千円 9,518	% 80.0	千円 14,589	% 153.3
調査1件当たりの追徴税額(6/1)	11	千円 1,261	% 93.0	千円 1,814	% 143.9

（注）調査による追徴税額には地方法人税が含まれています。

(参考計表) 令和2事務年度における法人税等の調査事績

別表1 不正発見割合の高い業種順位

順位	業種目	項目		前年順位
		不正発見割合	1件当たりの不正所得金額	
1	一般土木建築工事	39.8%	12,529千円	20
2	職別土木建築工事	33.3	4,418	9
3	電気・通信工事	33.3	8,536	10
4	土木工事	31.0	9,606	16
5	建築工事	30.8	2,645	19
6	自動車修理	28.1	4,025	3
7	建売、土地売買	24.2	159,835	22
8	土木建築サービス	22.0	8,637	24

別表2 1件当たりの不正所得金額の多い業種順位

順位	業種目	項目		前年順位
		1件当たりの不正所得金額	不正発見割合	
1	建売、土地売買	159,835千円	24.2%	3
2	一般土木建築工事	12,529	39.8	13
3	土木工事	9,606	31.0	5
4	土木建築サービス	8,637	22.0	21
5	電気・通信工事	8,536	33.3	19
6	職別土木建築工事	4,418	33.3	9
7	自動車修理	4,025	28.1	25
8	建築工事	2,645	30.8	15

(2) 法人消費税の調査事績の概要

令和2事務年度においては、法人消費税について、1,305件（前年対比51.5%）の実地調査を実施しました。

このうち、消費税の非違があった法人は804件（同52.0%）、その追徴税額は11億9百万円（同70.2%）となっています。

○ 法人消費税の実地調査の状況

項目	事務年度等	令和元		令和2	
		件数等	前年対比	件数等	前年対比
実地調査件数	1	件 2,536	% 84.0	件 1,305	% 51.5
非違があった件数	2	件 1,545	% 88.2	件 804	% 52.0
うち不正計算があった件数	3	件 516	% 105.7	件 283	% 54.8
調査による追徴税額	4	百万円 1,579	% 99.1	百万円 1,109	% 70.2
うち不正計算に係る追徴税額	5	百万円 447	% 83.6	百万円 302	% 67.5
調査1件当たりの追徴税額(4/1)	6	千円 623	% 117.0	千円 850	% 136.5
不正1件当たりの追徴税額(5/3)	7	千円 867	% 79.1	千円 1,066	% 123.0

(注) 調査による追徴税額には加算税及び地方消費税（譲渡割額）が含まれています。

2 源泉所得税等の調査事績の概要

令和2事務年度においては、1,595件（前年対比47.4%）の源泉徴収義務者について実地調査を実施しました。

このうち、源泉所得税等の非違があった源泉徴収義務者は532件（同49.1%）で、その追徴税額は7億37百万円（同108.1%）となっています。

○ 源泉所得税等の実地調査の状況

項目	事務年度等	令和元		令和2	
		件数等	前年対比	件数等	前年対比
源泉徴収義務者数(給与所得)	1	件 149,847	% 100.0	件 149,405	% 99.7
実地調査件数	2	件 3,367	% 82.4	件 1,595	% 47.4
非違があった件数	3	件 1,083	% 92.1	件 532	% 49.1
調査による追徴税額	4	百万円 682	% 67.3	百万円 737	% 108.1
調査1件当たりの追徴税額	5	千円 203	% 81.9	千円 462	% 228.3

(注) 調査による追徴税額には加算税及び復興特別所得税が含まれています。

Ⅱ 主要な取組

1 消費税還付申告法人に対する取組

～ 不正に還付申告を行っていた法人から42百万円を追徴 ～

- 虚偽の申告により不正に消費税の還付金を得るケースが見受けられます。こうした不正還付等を行っていると思われる法人については、的確に選定し、厳正な調査を実施しています。
- 令和2事務年度においては、消費税還付申告法人のうち、111件（前年対比72.1%）に対し実地調査を実施し、消費税2億87百万円（同93.7%）を追徴課税しました。また、そのうち19件（同118.8%）は不正に還付金額の水増しなどを行っており、42百万円（同328.0%）を追徴課税しました。

○ 消費税還付申告法人に対する消費税の実地調査の状況

項目	事務年度等	令和元		令和2	
		件数等	前年対比	件数等	前年対比
実地調査件数	1	154 件	84.6 %	111 件	72.1 %
非違があった件数	2	85 件	81.7 %	74 件	87.1 %
うち不正計算があった件数	3	16 件	88.9 %	19 件	118.8 %
調査による追徴税額	4	306 百万円	131.3 %	287 百万円	93.7 %
うち不正計算に係る追徴税額	5	13 百万円	11.9 %	42 百万円	328.0 %
調査1件当たりの追徴税額(4/1)	6	1,989 千円	155.3 %	2,585 千円	130.0 %
不正1件当たりの追徴税額(5/3)	7	792 千円	13.4 %	2,188 千円	276.3 %

(注) 調査による追徴税額には加算税及び地方消費税（譲渡割額）が含まれています。

2-1 海外取引法人等に対する取組（法人税）

～ 海外取引等に係る調査で5億15百万円の申告漏れを把握 ～

- 企業等の事業、投資活動のグローバル化が進展する中で、海外取引を行っている法人の中には、海外の取引先への手数料を水増し計上するなどの不正計算を行うものが見受けられます。このような海外取引法人等に対しては、国外送金等調書や租税条約等に基づく情報交換制度を積極的に活用するなど、深度ある調査に取り組んでいます。
- 令和2事務年度においては、海外取引法人等に対する実地調査を138件（前年対比73.8%）実施し、このうち、海外取引等に係る非違があったものを、27件（同43.5%）、海外取引等に係る申告漏れ所得金額を5億15百万円（同98.7%）把握しました。

○ 海外取引法人等に対する実地調査の状況

項目	事務年度等	令和元		令和2	
		件数等	前年対比	件数等	前年対比
実地調査件数	1	件 187	% 82.0	件 138	% 73.8
海外取引等に 係る非違 があった件数	2	件 62	% 88.6	件 27	% 43.5
うち不正計算 があった件数	3	件 6	% 100.0	件 2	% 33.3
海外取引等に 係る申告漏れ 所得金額	4	百万円 522	% 62.2	百万円 515	% 98.7
うち不正所得 金額	5	百万円 208	% 51.2	百万円 35	% 16.8

2-2 海外取引法人等に対する取組（源泉所得税等）

～ 海外取引等に係る源泉所得税等で22百万円を追徴 ～

- 経済の国際化に伴い、企業や個人による国境を越えた経済活動が複雑・多様化する中、国税庁では、非居住者や外国法人に対する支払（非居住者等所得）について、国外送金等調書をはじめとした資料情報等を活用し、源泉所得税等の観点から、重点的かつ深度ある調査を実施しています。
- 令和2事務年度においては、非居住者に対する給与その他の人的役務の提供に対する報酬の支払について源泉所得税等の課税漏れを13件（前年対比86.7%）把握し、22百万円（同122.5%）を追徴課税しました。

○ 海外取引等に係る源泉所得税等の実地調査の状況

項目	事務年度等	令和元		令和2	
		件数等	前年対比	件数等	前年対比
非違があった 件数	1	件 15	% 65.2	件 13	% 86.7
調査による追 徴本税額	2	百万円 18	% 74.5	百万円 22	% 122.5

3 無申告法人に対する取組 ～ 無申告法人から1億77百万円を追徴 ～

- 事業を行っているにもかかわらず申告をしていない法人を放置しておくことは、納税者の公平感を著しく損なうものであることから、国税庁では、登記情報等から法人を把握した上、無申告法人を的確に管理するとともに、こうした稼働無申告法人に対する調査に重点的に取り組んでいます。
- 令和2事務年度においては、資料情報等の分析・検討を行った結果、事業を行っていると見込まれる無申告法人に対し実地調査を実施し、法人税53百万円（前年対比14.8%）、消費税1億24百万円（同58.4%）、合わせて1億77百万円（同30.9%）を追徴課税しました。
- このうち、稼働している実態を隠し、意図的に無申告であった法人に対し、法人税5百万円（同1.8%）、消費税2百万円（同2.9%）を追徴課税しました。

○ 無申告法人に対する実地調査の状況

項目	事務年度等		令和元		令和2	
			件数等	前年対比	件数等	前年対比
法人税	実地調査件数	1	件 102	% 91.1	件 45	% 44.1
	うち不正計算があった件数	2	件 10	% 62.5	件 3	% 30.0
	調査による追徴税額	3	百万円 359	% 114.3	百万円 53	% 14.8
	うち不正計算があった法人に係る追徴税額	4	百万円 283	% 171.5	百万円 5	% 1.8
消費税	実地調査件数	5	件 73	% 89.0	件 30	% 41.1
	うち不正計算があった件数	6	件 7	% 63.6	件 1	% 14.3
	調査による追徴税額	7	百万円 213	% 97.5	百万円 124	% 58.4
	うち不正計算があった法人に係る追徴税額	8	百万円 54	% 102.2	百万円 2	% 2.9
調査による追徴税額合計		9	百万円 572	% 107.5	百万円 177	% 30.9
うち不正計算があった法人に係る追徴税額		10	百万円 337	% 154.6	百万円 7	% 2.1

(注) 調査による追徴税額には加算税、地方法人税及び地方消費税（譲渡割額）が含まれています。